扇台地区

令和5年7月 第42号

まちづくりだより

編集・発行 扇台地区まちづくり研究会 入間市役所 区画整理課 入間市豊岡1-16-1 1面04-2964-1111 (内)3347・3348・3349



令和5年度まちづくり研究会総会が開催されました

令和5年度扇台地区まちづくり研究会総会は、令和5年5月23日 に扇町屋地区センターで4年ぶりに対面で開催されました。令和4年度 まちづくり研究会事業報告及び決算報告、規約の改正、令和5年度役員、 令和5年度まちづくり研究会事業計画及び予算について審議され、承認 されました。



【令和5年度事業予定】・まちづくりだより発行(第42号)外

扇台土地区画整理事業について

令和4年度は、扇台4号線の街路築造工事及び区6-11号線の街路築造工事と汚水管整備工事を行いました。また、9棟の建物等物件移転を実施しました。

令和5年度は、区6-71号線の街路築造工事外、令和4年度からの繰越工事を含め7路線の街路築造工事及び汚水管整備工事(裏面工事施工箇所図を参照)を予定しております。また、建物等物件移転を実施していきます。

工事につきましては、皆様にご迷惑をお掛けいたしますがご協力をお願いいたします。

扇台4号線



区6-11号線



扇台土地区画整理事業の進捗状況

	事業名	事業認可	施行予定	執行済額	進捗率	令和5年度予算	仮換地指定率	道路整備率	建物移転率
		年月日	年度	(総事業費:千円)	(%)	(千円)	(%)	(%)	(%)
	扇台	H5.9.27	H5~R7	10,939,575	43.6	458,034	66.7	45.6	37.6
				(25,100,000)					

※進捗率は、事業計画上の総事業費を基礎としたものです。

令和4年度末現在

ご本人でない場合は委任状が必要です!

区画整理課で発行している証明等は、地権者の方以外が取得することが出来ません。また、区画 整理に関する情報のうち、個人情報にあたることは地権者の方以外にはお伝え出来ない事になって おります。

地権者以外の方が窓口にお越しになる際には、代理の方に対し委任状を発行して窓口に提出するようお願いします。委任状につきましては、決まった書式はありませんが、対象地、委任内容及び代理人の住所氏名を記載の上、署名(住所と氏名)及び押印をお願いします。

【委任状が必要な主な申請等】

①仮換地指定証明

4 従前地や仮換地の確認

②保留地証明

⑤仮換地指定の有無の確認

③画地点番図

⑥清算ポイントの確認

※証明等は、ご申請から発行までお時間をいただきます。 底地証明につきましては、委任状は不要です。 委任状の参考書式を 用意しておりますので、 ご利用の際は、区画整 理課までお問合せくだ さい。



次の様な時は区画整理課にご相談ください!!

- ①住宅の建築、建替え ②土地の相続、贈与
- ③土地の売却 ④空家になる場合



空家の実家を相続したが管理が大変な時など。

建築物の建築等を行う場合は許可が必要です。

土地区画整理事業の施行地区内で、建築物の建築等を行う場合は区画整理法第76条による許可が必要です。 【対象となる行為】

①建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 ②移動の容易でない物件の設置又はたい積 ③盛土、切土、土の入替え、埋め立て等による土地の形質の変更 土地区画整 理法第76条 許可申請書

扇台土地区画整理審議会委員の任期が満了します。

令和6年3月6日で扇台土地区画整理審議会委員の任期が満了します。 これに伴い審議会委員選挙を実施する予定です。

委員定数は15名、内12名が選挙により選出され、残りの3名は土地区画 整理事業の代表者である入間市長が選仟いたします。

詳細は別途通知いたしますので、ご協力をお願いします。



権利者の変更があった場合は必ず「所有権移転届出書」 の提出をお願いします。

売買、相続及び贈与等により土地の所有権や借地権を移転した場合は、所有権移転届出が 必要ですので忘れずにお願いします。

